平成２８年（フ）第３６４号
山梨県甲府市七沢町405番地４　萩原住宅３号
債務者　小澤　眞也
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６８号
山梨県北杜市武川町牧原850番地１
債務者　福井満寿美
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
静岡県富士宮市三園平457番地の５　K’ｓタウンⅡ　Ⅰ棟
債務者　望月　一典
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１９７６号
名古屋市緑区作の山町92番地　ルミナスＢ103号
債務者　近藤　和美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９７７号
名古屋市緑区大高町字天神10番地の２　Ｐｌｕｍｅ　ｄｕ　Ｎｏｅｌ　101号
債務者　菱﨑　晶美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９３号
愛知県一宮市三条字郷西32番地１　ヒーローハイツ202号
債務者　渡邉百合子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３１７号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字乾47番地１　シックロジュマンⅠ102号
債務者　西村　英樹
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３６号
山口県萩市大字椿東1099番地３　ヤングハイツＣ号室、前住所山口県長門市深川湯本1247番地３
債務者　勘場　寛子（旧姓有松）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１８１５号
福岡県大野城市仲畑１丁目36番18―301号　サンライトキャッスル
債務者　篁山　智慶
1　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９０２号
福岡市東区香椎駅東４丁目30番23―１号
債務者　熊本　　葵
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９３９号
福岡県筑紫野市大字山家2874番地22
債務者　中嶋　政子（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９５１号
福岡市東区香椎１丁目22番21号
債務者　陣内　秀敏
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９６７号
福岡県筑紫野市針摺中央２丁目14番10―503号
債務者　森本　梢恵
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９８４号
福岡県春日市泉３丁目102番地
債務者　上田　英隆
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９８９号
福岡市東区唐原１丁目３番23―301号
債務者　斉藤　正樹（旧姓三笠）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９９４号
福岡市西区内浜２丁目27番22―103号
債務者　生田理恵子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０１号
沖縄県那覇市宇栄原４丁目18番１―204号　宇栄原市営住宅１
債務者　照屋　寛純
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部